

# ○山梨県少年警察ボランティア運用要領の制定について

〔 令和 4 年 3 月 1 6 日 〕  
〔 例規甲（少サ）第 6 9 号 〕

## 別添

### 山梨県少年警察ボランティア運用要領

#### 第 1 目的

この要領は、少年警察ボランティアの運用に関し必要な事項を定めることにより、地域における少年の非行防止に関する活動を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

#### 第 2 少年警察ボランティアの種別

この要領における少年警察ボランティアの種別は、次のとおりとする。

##### (1) 少年補導員

少年の健全な育成に資する活動を行わせるため、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した者をいう。

##### (2) 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。)第 3 8 条の規定に基づき、公安委員会から委嘱された者をいう。

#### 第 3 少年警察ボランティアの推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署の管轄区域内に居住しており、次に掲げる要件を満たしている者について、少年警察ボランティア推薦書（第 1 号様式）により生活安全部少年・女性安全対策課長（以下「少年・女性安全対策課長」という。）を経由して推薦するものとする。

##### (1) 少年補導員の要件

- ア 地域の実情に精通し、少年問題に対する関心と理解を有すること。
- イ 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- ウ 生活が安定し、活動を実施する時間的余裕を有すること。
- エ 心身ともに健康で活動の遂行に必要な熱意と行動力を有すること。
- オ 7 0 歳未満であること。

##### (2) 少年指導委員の要件

少年補導員として委嘱された者のうち、少年指導委員として相当な人格識見を有すること。

#### 第 4 少年警察ボランティアの委嘱及び解嘱

## 1 委嘱

- (1) 少年警察ボランティアの委嘱は、委嘱状（第2号様式）を交付して行う。
- (2) 少年警察ボランティアの委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 少年・女性安全対策課長は、委嘱された少年補導員について、少年補導員委嘱名簿（第3号様式）を備え付け、その都度整理しておくものとする。
- (4) 少年・女性安全対策課長は、公安委員会から委嘱された少年指導委員の氏名及び活動区域を警察本部又は警察署のホームページに掲載するなど広く周知するものとする。

## 2 解嘱

### (1) 少年補導員

署長は、少年補導員が次のいずれかに該当するときは、少年警察ボランティア解嘱上申書（第4号様式）により少年・女性安全対策課長を経由して本部長に解嘱を上申するものとする。

- (ア) 少年補導員が委嘱の継続を辞退したとき。
- (イ) 疾病その他の理由により、少年補導員としての活動ができなくなったとき。
- (ウ) 少年補導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (エ) その他委嘱の継続が適当でないとしたとき。

### (2) 少年指導委員

ア 署長は、少年指導委員が法第38条第6項のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに少年警察ボランティア解嘱上申書により少年・女性安全対策課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

イ 公安委員会は、アにより上申された者について審査を行い、解嘱に該当すると認めるときは、当該少年指導委員に対し弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに聴聞の期日及び場所を聴聞の期日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、当該通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しない場合は、弁明の機会を与えることなく、解嘱することができる。

- (3) 少年警察ボランティアの解嘱は、解嘱通知書（第5号様式）を交付して行う。

## 第5 身分証明書等の携帯等

- 1 少年補導員は、補導活動を行うときは、少年補導員記章（第6号様式）及び少年補導員腕章（第7号様式）を着装して少年補導員証（第8号様式）を少年補導員証ケース（第9号様式）に収納の上携帯し、相手方の求めに応じて少年補導員証が見えるように提示するものとする。
- 2 少年補導員は、少年補導員記章、少年補導員腕章、少年補導員証及び少年補導員証ケース（以下「少年補導員証等」という。）の紛失や汚損のないよう保守管理の適正を図り、任期が満了し、又は解嘱されたときは、速やかに少年補導員証等を本

部長に返納しなければならない。

- 3 少年補導員のうち少年指導委員を兼務する者については、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第9条第3項に規定する身分証明書を交付するものとする。

## 第6 研修等

### 1 少年補導員の研修

本部長は、少年補導員の活動が適正かつ効果的に推進されるよう、委嘱時又は必要に応じて研修会を開催して次の事項について教養を実施し、その任務の遂行に必要な知識及び技能の向上が図られるよう努めるものとする。

- ア 少年補導員の任務及び心構え
- イ 少年補導員の活動要領
- ウ 活動に関する秘密の保持
- エ 少年補導員証等の取扱い
- オ 少年非行及び少年の福祉を害する犯罪の態様と現状
- カ 少年の健全な育成に有害となる環境の実態
- キ 少年の健全な育成に関する法令
- ク 受傷事故の防止

### 2 少年指導委員の研修

公安委員会は、少年指導委員規則第7条に規定する研修を委嘱時及び定期に実施するものとする。

## 第7 活動内容

### 1 少年補導員の行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第7条第1項に規定する街頭補導のうち、不良行為少年の発見及び補導活動
- (2) 少年警察活動規則第2条第13号に規定する少年相談のうち、助言又は指導により対応できる事案の処理
- (3) 少年警察活動規則第2条第13号に規定する継続補導
- (4) 少年補導員の活動により把握した少年を巡る諸問題の現況を地域住民に幅広く知らせ、少年問題に対する協力を得る活動
- (5) 少年の健全な育成に障害となるおそれのある出版物、風俗営業所、ゲームセンター等の実態把握
- (6) インターネット上の少年に有害な情報からの保護及びインターネットを利用した少年相談
- (7) 非行集団からの離脱に関する指導及び相談並びに非行集団の解体に関する警察への協力援助

- (8) 被害少年の精神的ダメージの軽減及び立ち直りに関する継続的なサポート活動
- (9) 少年の規範意識の向上等に必要と認められる少年の社会参加活動の実施

2 少年補導員のうち少年指導委員を兼務している者については、1の活動のほか、少年指導委員規則第4条に規定する活動及び第9条に規定する立入りをを行うものとする。

なお、立入りをを行う場合は、公安委員会が指示する当該立入り場所その他必要な事項を示した立入り指示書（第10号様式）によるものとし、当該立入り場所の関係者に第5の3の身分証明書を必ず提示すること。

## 第8 関係機関との連携

- 1 少年補導員は、活動する地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）並びに少年の非行防止及び健全な育成に関する関係機関・団体と連携し、活動を遂行するものとする。
- 2 少年指導委員は、管轄警察署及び法第39条に規定する風俗環境浄化協会等の関係機関・団体と連携し、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、実効のある活動を行うこと。

## 第9 活動結果の報告

- 1 少年補導員の活動結果報告
  - (1) 少年補導員は、管轄警察署の職員とともに街頭補導を行った場合は、その都度少年補導（連絡）票（第11号様式）に活動結果を記入して同行した警察職員に引き継ぎ、引継ぎを受けた警察職員は、その内容を確認の上必要事項を記入し、速やかに署長に報告するものとする。
  - (2) 署長は、少年補導員が補導活動を実施した都度、少年補導員の街頭補導等実施結果報告書（第12号様式）により少年・女性安全対策課長を経由して本部長に少年補導員の活動状況を報告するものとする。
  - (3) 署長は、当該警察署において継続的な補導を実施する場合において、少年補導員の協力を求めるときは、継続補導依頼書（第13号様式）により少年補導員に依頼するものとし、少年補導員は、継続補導依頼書の「継続補導の結果」欄に実施結果を記入し、署長に報告するものとする。
  - (4) 署長は、少年補導員の個別の活動状況について、四半期ごとに活動実績表（第14号様式）を作成し、当該四半期の翌月の5日までに少年・女性安全対策課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 2 少年指導委員の活動結果報告
  - (1) 少年指導委員は、活動を行った場合は、管轄警察署の職員に活動内容等を連絡し、連絡を受けた警察職員は、その都度少年指導委員連絡票（第15号様式）を作成して速やかに署長に報告するものとする。ただし、少年指導委員規則第4条

第2号に規定する活動を行ったときは、営業者等に対する協力要請連絡書（第16号様式）を作成して署長に報告し、署長は、少年・女性安全対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

- (2) 第7の2の立入りを行った場合は、立入り結果報告書（第17号様式）を作成して署長に報告し、署長は本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

### 3 少年警察ボランティアの活動結果報告

- (1) 少年警察ボランティアは、少年又はその保護者から相談を受けたときは、当該事案の内容を少年相談連絡書（第18号様式）により署長に報告するものとする。
- (2) 署長は、少年警察ボランティアの年間の活動結果について、翌年の1月15日までに少年警察ボランティアの活動結果（第19号様式）により少年・女性安全対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

## 第10 運用上の留意事項

少年警察ボランティアの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 署長は、少年補導員の活動計画を少年・女性安全対策課長と緊密に連携して策定すること。
- (2) 少年・女性安全対策課長は、少年指導委員の活動が効果的に行われるように翌月の活動計画を策定し、公安委員会の承認を得た上で毎月末日までに少年指導委員に周知徹底すること。
- (3) 少年警察ボランティアの活動には何ら強制力を伴わず、また、警察上の権限を付与するものではないことを認識するよう指導すること。
- (4) 少年警察ボランティアには、その言動に留意させ、委嘱期間はもとより解嘱後にあっても、少年警察ボランティアとして知り得た秘密を漏らしてはならないことを周知徹底すること。
- (5) 少年警察ボランティアの受傷事故の防止に努め、必要に応じて警察官とともに活動させるなど適切な措置を講ずること。

## 第11 少年指導委員に対する公務災害補償

少年指導委員として活動中に災害を被った場合の補償については、山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年山梨県条例第55号）を適用する。

第1号様式

山梨県警察本部長  
殿  
山梨県公安委員会

第 号  
年 月 日  
警 察 署 長  
保存期間 年

少年警察ボランティア推薦書

種 別	少年補導員 ・ 少年指導委員
本 籍 住 所 職 業 ・ 氏 名 生年月日（ 歳） 性 別 電 話 番 号	(自宅) (携帯)
最 終 学 歴	
経 歴	
居住地における 公 的 地 位	
受 持 区 域	
健 康 状 態	
家 族 の 状 況	
前 科 前 歴 の 有 無	
そ の 他	新任・再任（ 期～）

殿

山梨県警察ボランティア（種別記載）  
に委嘱する

委嘱の期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

（任命権者欄） 印





第4号様式

山梨県警察本部長

山梨県公安委員会

殿

第 号

年 月 日

警 察 署 長

保存期間	年
------	---

### 少年警察ボランティア解嘱上申書

種 別	少年補導員 ・ 少年指導委員
住 所 氏 名 生 年 月 日	
委 嘱 年 月 日	年 月 日
解 嘱 事 由	
そ の 他	

殿

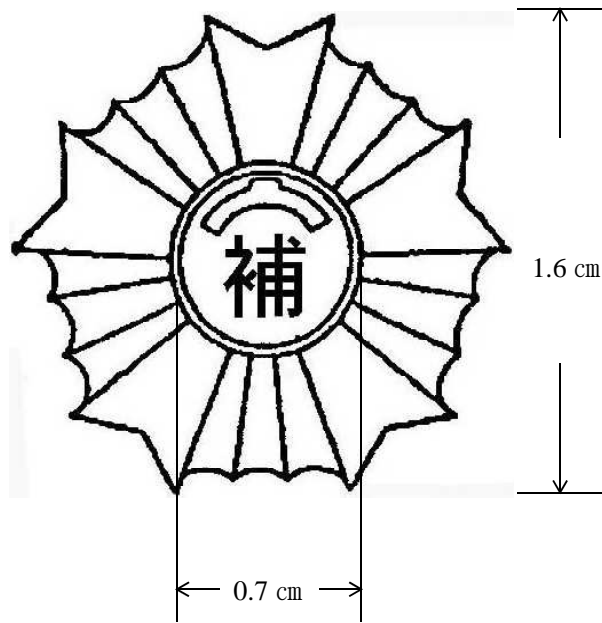
山梨県警察ボランティア（種別記載）  
を解嘱する

年 月 日

（任命権者欄） 印

第6号様式

少年補導員記章



第7号様式

少年補導員腕章



備考 緑色布に白文字とする。

第8号様式

No

少年補導員証

写真 住所  
氏名

年 月 日生

5.2 cm

上記の者は少年補導員であることを証明する

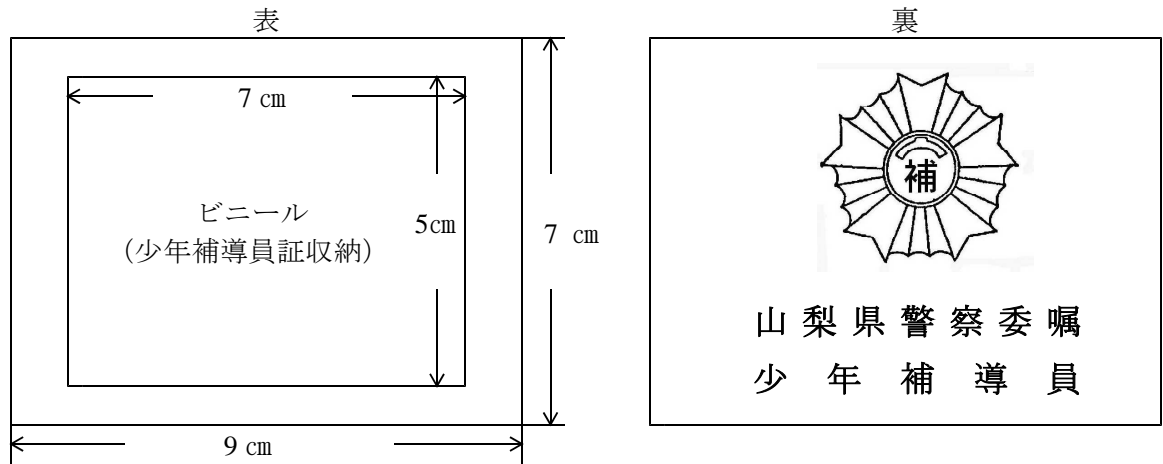
年 月 日

山梨県警察本部長 印

6.8 cm

第9号様式

少年補導員証ケース



備考

- 1 地色は緑色とする。
- 2 文字及び図は金色とする。
- 3 右側側面に出し入れ口のあるポケットと少年補導員証を収納するポケットを二重に付ける。

第10号様式

梨公委達（ ）第 号

住 所

氏 名

活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項により、  
同条第1項の規定による立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

山梨県公安委員会

立入り指示書

指示事項		指 示 内 容
立す 入べ りき を場 実所 施	法第37条第2項各 号に掲げる場所のい ずれであるかの別	
	立入りを実施すべき 地域	
立入りを実施すべき期日又 は期間		
立入りを実施するに当たっ ての留意事項		





(裏面)

同 時 補 導 少 年 氏 名 欄			
	氏 名		氏 名
1		9	
2		10	
3		11	
4		12	
5		13	
6		14	
7		15	
8		16	

(計 名)

注 1 少年補導員による記入要領

少年補導員は、④～⑪欄に記入の上、⑫欄に記名した後、同行の警察職員に引き継ぐこと。

2 同行の警察職員による確認要領

少年補導員とともに補導を行った警察職員は、少年補導(連絡)票の引継ぎを受け、少年補導票の作成を必要と認めるときは、少年補導(連絡)票の④～⑫欄の記入内容を確認し、各欄の□にレ印を付した上で、少年補導(連絡)票とし、⑬欄に記名すること。

3 少年係(生活安全係)における処理要領(※印の欄の記入)

管轄警察署の少年係(生活安全係)においては、必要事項が記入されていることを確認して①～③欄を記入し、本票を生活安全担当課長に報告し、審査を受けた上で⑭欄を記入すること。

なお、保護者連絡をしたときは、連絡をした者が⑮欄に記入すること。

同 時 に 活 動 し た 少 年 補 導 員 氏 名 欄	
氏 名	氏 名

山梨県警察本部長 殿

第 号

年 月 日

所 属 長

保 存 期 間 年
-----------

### 少年補導員の街頭補導等実施結果報告書

活 動 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分										
活 動 場 所											
活 動 人 員	<table> <tr> <td>1 警察官</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2 少年補導職員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>3 少年補導員</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>4 少年補導員 (指導委員)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> </table>	1 警察官	人	2 少年補導職員	人	3 少年補導員	人	4 少年補導員 (指導委員)	人	合計	人
1 警察官	人										
2 少年補導職員	人										
3 少年補導員	人										
4 少年補導員 (指導委員)	人										
合計	人										
活 動 内 容	【県一斉・署独自・その他】										
活 動 結 果	<table> <tr> <td><input type="radio"/> 注意・助言</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 少年補導票作成</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> その他 ( )</td> <td>件</td> </tr> </table>	<input type="radio"/> 注意・助言	件	<input type="radio"/> 少年補導票作成	件	<input type="radio"/> その他 ( )	件				
<input type="radio"/> 注意・助言	件										
<input type="radio"/> 少年補導票作成	件										
<input type="radio"/> その他 ( )	件										

備考 1 【県一斉・署独自・その他】欄については、該当するものを○で囲むこと。

2 本様式については、写しを自署で保管すること。

第 号  
年 月 日

少年補導員

殿

警察署長

継続補導依頼書

少年の住居・職業 (学校名・学年) 氏名・生年月日	
保護者(雇用主) の住居・職業・ 氏名・年齢	
行為の概要	
年 月 日	
警察署長 殿	
少年補導員 氏名	
継続補導の結果	



第15号様式

少年指導委員連絡票

通 報 年 月 日 時	前 年 月 日 午 時 分 後			受 理 者		
少年指導委員の氏名						
少年又は関係者の 住居・職業・氏名 年 齡						
連絡事項の内容						
少年指導委員の 意見又は処置						
処 理 結 果						

警察署長 殿

少年指導委員

氏 名

営業者等に対する協力要請連絡書

要 請 年 月 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分
協力要請した営業者 等 (店名・屋号)  住 所 職 業 氏 名 年 齢	
要 請 内 容	
参 考 事 項	

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

年 月 日付け、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項の規定による山梨県公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第3項の規定により、その結果について報告する。

立入り結果報告書

実施者等	氏 名	活 動 区 域
立入りを実施すべき 期日又は期間		

立 入 り 場 所	業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業等	名 称	( <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 受付所 <input type="checkbox"/> 待機所)
	所在地			
立入りを実 施した日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃			
立入りを実 施した結果				
その他参考 となるべき 事項				

年 月 日

警 察 署 長 殿

少年補導員・少年指導委員

氏 名

少 年 相 談 連 絡 書

相 談 年 月 日 時	年 月 日 時 分
相 談 場 所	
少年の住居・職業 (学校名・学年) 氏名・生年月日	
保護者(雇用主) の住居・職業・ 氏名・年齢	
相 談 の 概 要	
措 置	
参 考 事 項	



# 少年警察ボランティアの活動結果

警察署名： \_\_\_\_\_  
 担当者： \_\_\_\_\_  
 警電： \_\_\_\_\_

## 1 街頭補導

	実施回数 (回)	従事員 (延べ人員)	補導人員(人)				
			計	犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年	不良行為少年
少年補導員							
少年指導委員							
計							

## 2 非行集団等発見通報

	件数	暴走族	非行集団 (暴走族を除く)	非行少年 グループ
少年補導員				
少年指導委員				
計				

## 3 相談件数

	件数	相談の着手別		
		うち継続相談	警察からの依頼	自主的に その他
少年補導員				
少年指導委員				
計				

注 「継続相談」には、非行少年等の再非行防止のために、継続して少年の相談を行ったものを計上すること。

## 4 環境浄化活動

	実施回数 (回)	従事員 (延べ人員)	発見・連絡件数(件)				
			計	たまり場	自動販売機	出版・広告	その他
少年補導員							
少年指導委員							
計							

注 ボランティアが関与した環境浄化活動について記入すること。

## 5 社会参加活動等

	実施回数 (回)	従事員 (延べ人員)	社会参加活動等			
			柔剣道教室	スポーツ活動	環境美化	その他
少年補導員						
少年指導委員						
計						

注 ボランティアが関与した社会参加活動等について計上すること。